

茲に南風は当令なれば、所有の遭風せる二号船は、現に返棹の期に当たる。前項の恤賞銀三百兩を將て守喪の夷伴鄭克明等に給發し帶回せしむるを除くの外、合に就ちに移知すべし。此れが為に貴国王に備咨す。請煩わくは查照し、飭令して該故使臣鄭得功の家屬に収領せしめ、移覆して施行せんことを」等の因あり。国に到る。此れを准く。

謝恩副使鄭得功、事竣りて回閩し館に在りて病故すれば、閩省に安葬す。業経に貴司、督兩院に転詳し題を請い、例に照らして棺価銀二十兩を給与し、併びに祭品を備辦し、官に委して致祭するを蒙る。復た皇上の特に優恤を加うるを蒙り、白銀三百兩を賞賜せらる。該故使臣の家屬に於て業已に貴司、前項の銀兩を將て守喪の跟伴に給發し、帶回して故使臣の家に交与せしむ。此れ誠に皇上、湛恩を万里の幽魂に沛ぎ、厚沢を故使の家屬に施す。特だに闔て該家の感泣して拝領するのみならず、即ち拳国の土民も亦た感激すること涯て無し。理として合に咨謝すべし。此れが為に貴司に備咨す。請煩わくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

嘉慶八年（一八〇三）八月初七日

注*本文書は「九五〇四」の咨覆である。

2-96-07

世子尚成の、接貢および報喪のため、都通事鄭天眷・正議大夫梁允功等を派遣するむねの執照

（嘉慶八（一八〇三）、八、七）

琉球国中山王世子尚（成）、勅書を恭迎し、併びに使臣を接回する事の為にす。

照得するに、敝国は業に嘉慶七年夏に於て貢使の耳目官向銓・正議大夫梁煥等を遣わし、表章・方物を齎捧し、天朝に入貢す。業経に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き、聖禧を叩祝して案に在り。

茲に還国の期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべし。此れが為に特に都通事鄭天眷等を遣わし、梢役共に八十七員名を帶領し、海船一隻に坐駕し前みて福建に至り、皇上の勅書・欽賞の物件を恭迎し、併びに京回の使臣向銓・梁煥・蔡清派を接り、在閩の存留通事蔡戴堯等と与に還国するの外、報喪使の正議大夫梁允功一員・跟伴一十二名を附搭し、父の喪を稟報せり。

但だ差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第一百七十六号の半印勘合執照一道を給發し、存留通事鄭育駿等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して阻滞するを得ること母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

正議大夫一員 梁允功 跟伴一十二名

在船都通事一員 鄭天眷 跟伴四名

在船使者二員 東之椿 跟伴八名
(2) 毛維幹

存留通事一員 鄭育駿 跟伴六名

管船夥長・直庫二名 阮宏道 善開基⁽³⁾

水梢共に六十三名

右の執照は存留通事鄭育駿等に附し、此れを准けしむ

嘉慶八年(一八〇三) 八月初七日

注(1) 鄭育駿 嘉慶八年接貢の存留通事。

(2) 毛維幹 嘉慶八年接貢の在船使者。『宝案』ではほかに嘉慶十二年接貢の在船使者として名がみえる(巻一〇二)。

(3) 善開基 嘉慶八年接貢の管船直庫。『宝案』ではほかに嘉慶十年接貢の管船直庫(巻九九)、十三年の護送直庫(巻一〇四)、十五年進貢の管船直庫(巻一〇九)としても名がみえる。

2-96-08

世子尚成より福建布政使司あて、進貢二号船の台湾漂着の顛末および救助・送還について知らせる布政司の咨を受領したむねの咨覆(嘉慶八《一八〇三》、八、七)

琉球国中山王世子尚(成)、抄摺して行知する事の為にす。

查得するに、嘉慶八年六月初九日、貴司の咨を准くるに称す。

嘉慶八年閏二月初五日、巡撫部院李(殿図)の憲牌を奉ず。

窃照するに、本部院、嘉慶八年閏二月初四日に於て督部堂と会

同し、恭摺して具奏せるところの、旨に遵い、琉球難夷に加倍に

賞恤し、併びに該国王に照会し欽遵せしむるの縁由の一摺あり。

殊批を奉到するを俟ちて另行に札知せしむるを除くの外、合に先

に抄摺して行知すべし。備牌して司に行し、即便に沿海の各營・

県に移行し、頭号貢船は護送の難商の船隻と共に漂取して境に在

るやの有無を確查し、迅速に駛覆せしむ。違う母かれ。

計、抄発せる摺稿一件あり。内に開す。

奏す。旨に遵い、琉球難夷に加倍に賞恤し、併びに該国王に照

会し欽遵せしむるの縁由は、恭摺して奏聞し、仰ぎて聖鑑を祈る

事の為にす。

窃かに、臣等、上諭を欽奉するに、外藩の尋常の貿易の船隻、

遭風して内洋に漂至すれば、尚お当に量加して撫恤すべし。此の

次の琉球国の大武備洋面に在りて礁に衝りて撃碎せる船隻は、使